

札幌ドーム 広告掲出基準

<2023 年度改訂版>

株式会社 札幌ドーム

札幌ドーム 広告掲出基準

広告倫理要綱

1. 札幌ドームにおける広告は、公序良俗・関係諸法規に違反するものであってはならない。
1. 札幌ドームにおける広告は、真実を伝え、社会の信頼に応えるものでなければならない。
1. 札幌ドームにおける広告は、ドームの美観を損なうものであってはならない。
1. 札幌ドームにおける広告は、お客様の利益に反するものであってはならない。
また、その責任が明確なものでなければならない。
1. 札幌ドームにおける広告は、他を中傷・誹謗したり、名誉や信用を傷つけたりするものであってはならない。
1. 札幌ドームにおける広告は、公共の施設の品位を保つものでなければならない。
1. 札幌ドームにおける広告は、世界に発信する「札幌ドーム」にふさわしいものでなければならない。

札幌ドームに広告を掲出する場合は、上記の広告倫理要綱を尊重するとともに、以下の点に留意しなければならない。

1. 掲出の基本的な考え方

次の各号の一に該当する広告は取り扱わない。

- (1) 法令により掲出を禁じられているもの。
- (2) 風致美観を損なうもの。
- (3) 観客、公衆に不快の念を与えるもの。
- (4) 公序、善良の風俗に反するもの。
- (5) 明らかに虚偽と思われるものまたは誤認を与えるもの。
- (6) 誇大な表現によって観客に不利益を与えるもの。
- (7) 政治的または思想的意図のあるもの。
- (8) 特定の個人または団体を誹謗し、名誉または信用を傷つけるもの。
- (9) 設備上危険のあるもの。
- (10) その他(株)札幌ドームが不相当と認めるもの。

2. 業種に関する規定

(1) 競合業種

(株)札幌ドームの事業と競合する業種については、事前に相談すること。

既存広告主と同業種の企業が既存広告主の掲出枠に隣接する枠に掲出する場合は、既存広告主の了承を必要とする。

(2) 消費者金融・商工ローン

掲出不可とする。

(3) たばこ

掲出不可とする。

(4) ギャンブル関係(競輪、競馬、競艇等)

掲出不可とする。

(5) 不動産関係

不動産公正競争規約による表示を明記する。

(6) 葬儀社

事前に相談すること。

(7) 医院、医療関係

病院または診療所の名称とし、医療法に規定する事項以外は表示できない。

(8) 霊園・仏具

事前に相談すること。

(9) 学校

学校法人と認められたもの以外は掲出不可とする。

(10) 金融商品取引業・投資顧問業

事前に相談すること。

(11) 通信販売関係

事前に相談すること。

(12) 健康食品関係

事前に相談すること。

(13) 宗教

宗教法人、および宗教的意図のあるものは掲出不可とする。

※関連出版物等の告知広告を含む

(14) 政治

政治結社、および政治的意図のあるものは掲出不可とする。

(15) パチンコ等

新規掲出は不可とする。

(16) 個人名、名刺広告

掲出不可とする。

(17) その他

風俗産業、マルチ商法などは不可。

その他(株)札幌ドームが不相当と判断する業種・業態については掲出不可とする。

3. デザイン・表現に関する規定

札幌ドームの広告看板のデザイン・表現については、以下の各号に従うものとする。

- (1) 札幌ドームの風致・美観を最優先とし、その掲出場所にふさわしいこと。
- (2) 「企業名」「商品名」「ロゴマーク」のいずれか、もしくは組合せでの表現とする。
なお、パチンコ関連については、「パチンコ」「パチスロ」「スロット」の表現は不可とする。
- (3) キャラクターの使用に関しては、事前に相談すること。
- (4) 広告枠に掲出できる企業数は、当該広告枠への申込企業1社を原則とするが、広告申込企業の子会社及びグループ会社に関しては、1社につき当該広告枠掲出料金の20%を別途支払うことで併記することを可能とする。なお、「アリーナフェンス」に限り、当該広告掲出料金の追加費用は発生しないものとし、広告申込企業の子会社及びグループ会社も掲出できるものとする。1枠で掲出できる企業数は最大8社までとする。
- (5) 「アリーナフェンス」「ベンチ内壁面」「ベンチ上セット」「大型映像装置下」はベースのカラーに1色で表現すること。なお、文字色については次項の仕様に準じるものとする。
- (6) 「バックネット下」「カメラマン前防球フェンス」「ベンチ前防球フェンス」「ベンチ横柱」「バックネットフェンス」「3階ボウブリッジ壁面」「吊下げ広告」については、カラー使用可能とする。但し、ホワイト系の色を用いる場合は次項の仕様に準じるものとする。
- (7) 「吊下げ広告」は、企業ロゴによる表現のほか、ビジュアル・デザイン性の優れたものであることが望ましい。また、具体的デザインは、以下のようなものであることが望ましい。
 - ① 写真の使用を可能とするが、商品そのものの直接的な露出に関しては、事前に札幌ドームに相談すること。
 - ② 万人に理解しやすいテーマ性を持っているもの。さらに札幌ドームのスポーツテイスト、エンターテインメント性をわかりやすく表現したもの。
 - ③ 複数面で掲示することで連続性が表れるものであること。
 - ④ 単に企業名及び商品名の訴求だけでなく、来場者が企業の理念やメッセージ、さらにデザイン性を感じられるもの。
 - ⑤ 吊下げ広告全体の統一感を損なわないもの。

4. 広告仕様に関する規定

札幌ドームの広告看板の仕様については、以下の各号に従うものとする。

- (1) 「アリーナフェンス」等ベースカラーに1色で表現する枠で使用する塗料については、〈日本塗料工業会:N-80〉とする
- (2) 「バックネット下」「ベンチ横扉上」「ベンチ横柱」「バックネットフェンス」等塗料によるカラーの使用が可能な枠において、ホワイト系の色を用いる場合は〈日本塗料工業会:N-80〉を使用するものとする。
- (3) 「カメラマン前防球フェンス」「ベンチ前防球フェンス」等インクジェット印刷によるカラーの使用が可能な枠においてホワイト系の色を用いる場合はK6%加えて使用するものとする。

5. その他

(1) 承認の取消

すでに承認しているものについては社会情勢の変化にそってその都度見直しを行い、不
適当とみなされる場合には変更または承認の取消、掲出物の撤去を求めることがある。

(2) その他、販売に関して疑義が生じたときは、事前に札幌ドームに相談することとする。

以 上